

— 事業主のみなさまへ —

# 個人住民税の特別徴収の 実施をお願いします

## ■ 個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払いの際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

## ■ 特別徴収の事務

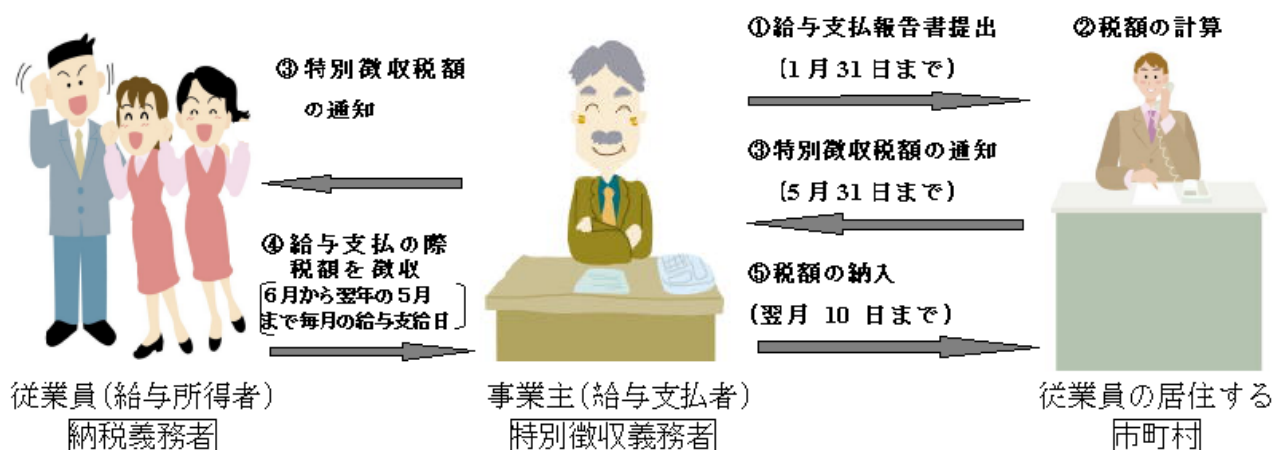
所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

## ■ 特別徴収のメリット

これまで納付書により年4回（又は年10回）納めていた従業員の方については、

- 金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる
- 年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくてすむなど、便利な制度です。

## 特別徴収の方法による納税のしくみ



## 個人住民税の特別徴収 Q & A

**Q 1** 今まで特別徴収をしていなかったのに、特別徴収をしないとイケないのですか。従業員も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。

A 1 地方税法第321条の4及び各市町村の条例では、原則として所得税を源泉徴収する義務のある事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。事業者のみなさまにおかれましては、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いいたします。

なお、従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にすることが出来る納期の特例制度があります。

**Q 2** パートやアルバイトについても、個人住民税の特別徴収をしなければならないのですか。

A 2 原則として、パート、アルバイト等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような場合には特別徴収できませんので、市町村に総括表を届出いただくこととなります。

- 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている。
- 従業員が退職したため、翌年の給与からの特別徴収ができない。
- 給与の支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
- 給与が毎月支給されない。

**Q 3** 給与の手取額が少なくなると、従業員から苦情が出ます。本人の希望で普通徴収を選べないのですか。

A 3 普通徴収は、従業員が市町村から送られてきた納付書を持って自分で金融機関等の窓口へ行き、税金を納める制度です。雇い主が特別徴収義務者の場合、従業員が普通徴収を選ぶことはできないことになっています。確かに給付日の手取額は少なくなりますが、年間に支払う税額は変わりません。特別徴収の場合は従業員の方がわざわざ金融機関等に出向く手間が不要ですし、納め忘れによる督促手数料や延滞金がかかる心配もありません。また、普通徴収の納期は原則年4回(6月から翌年3月)ですが、特別徴収の場合は毎月(6月から翌年5月)の給与からの引き落としですので、1回当たりの納付額が少なくて済みます。

**Q 4** 新たに特別徴収を行う場合の手続きは？

A 4 毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を、各市町村に提出してください。新たに特別徴収を行う場合は、給与支払報告書(総括表)に「特別徴収」する旨を記載することとなりますが、記載方法等詳しくは従業員等の住所地の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

### 問い合わせ先 住所地の市町村住民税担当課

市 町 村	担 当 課	電 話 番 号	市 町 村	担 当 課	電 話 番 号
京 都 市	市税事務所法人税務担当	075-213-5246	南 丹 市	税 務 課	0771-68-0004
福 知 山 市	税 務 課	0773-24-7024	木 津 川 市	税 務 課	0774-75-1203
舞 鶴 市	税 務 課	0773-66-1026	大 山 崎 町	税 住 民 課	075-956-2101(代)
綾 部 市	税 務 課	0773-42-4235	久 御 山 町	税 務 課	075-631-9926
宇 治 市	市 民 税 課	0774-22-3141(代)	井 手 町	税 務 課	0774-82-6163
宮 津 市	財 務 室	0772-22-2121(代)	宇 治 田 原 町	税 務 ・ 会 計 課	0774-88-6633
亀 岡 市	税 務 課	0771-25-5012	笠 置 町	税 住 民 課	0743-95-2301(代)
城 陽 市	税 務 課	0774-56-4021	和 東 町	税 住 民 課	0774-78-3001(代)
向 日 市	税 務 課	075-931-1111(代)	精 華 町	税 務 課	0774-95-1916
長 岡 京 市	課 税 課	075-955-9507	南 山 城 村	税 財 政 課	0743-93-0103
八 幡 市	課 税 課	075-983-1111(代)	京 丹 波 町	税 務 課	0771-82-3802
京 田 辺 市	税 務 課	0774-64-1317	伊 根 町	住 民 生 活 課	0772-32-0503
京 丹 後 市	税 務 課	0772-69-0180	与 謝 野 町	税 務 課	0772-43-9020